

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

＊インフルエンザの場合

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」となっています。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日（3日）を経過」の期間は学校へ登校することができません。

どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症後5日は出席停止となります。また、熱が下がった日によって、出席停止の期間が延長していきますので、ご注意ください。

発症日とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザの症状（38度以上の発熱等）が始まった日となりますので、病院受診時に、医師に発症日を相談・確認することが必要です。

病院を受診していない場合や、学校感染症届を提出していない場合は、出席停止扱いになりませんので、ご注意ください。

処方された薬によっては、解熱が早い場合もありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染・流行が懸念されますので、必ず医師の診断、指示に従ってください。ご協力よろしくお願いたします。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発 症 後								
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	

※その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。